

令和8年 1月 16日

各団体の長 殿

栃木労働局 雇用環境・均等室長

「改正女性活躍推進法等説明会」の周知について（協力依頼）  
～女性管理職比率等の情報公表・カスタマーハラスメント・就活セクシュアルハラスメント対策～

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

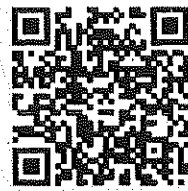
さて、令和7年6月11日公布の改正女性活躍推進法及び改正労働施策総合推進法の周知につきましては、すでに御協力いただいております。御案内のとおり改正女性活躍推進法は令和8年4月1日に施行され、改正労働施策総合推進法については、公布後1年6か月以内の政令で定める日（令和8年10月1日を予定）に施行される予定です。

このため、厚生労働省栃木労働局では、事業主・人事労務担当者等を対象に同法の改正内容について、標記説明会を開催いたします。

つきましては、HP・広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

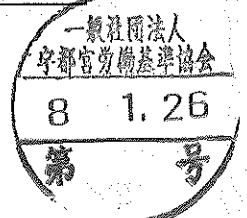
○栃木労働局ホームページ



○改正女性活躍推進法等説明会（栃木労働局）お申込みフォーム



栃木労働局 雇用環境・均等室  
〒320-0845 宇都宮市明保野町1\_4 宇都宮  
第2 地方合同庁舎3階  
電話：028（633）2795  
高橋、森本、赤荻、新子



カスタマーハラスメント  
就活セクシュアルハラスメント

参加費  
無料

先着  
500名

事前  
予約制

# 改正女性活躍推進法等説明会

令和8年(2026年)4月1日より従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

私たちが目指すのは、誰もがその能力を最大限に発揮できる社会。

この度、女性活躍推進法等が改正され、従業員101人以上の企業に情報公表義務の拡大、そしてすべての企業を対象にハラスメント対策が強化される等、より一層女性が活躍できる職場環境の整備が求められています。本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時

2026年

2月25日 水  
14:00～16:00

申込方法

二次元コードを読み取りホームページ  
からお申込みください

申込締切：2026年2月18日  
<https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/>



会場

宇都宮市文化会館 小ホール  
栃木県宇都宮市明保野町7番66号

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 / 女性活躍推進にご関心のある方  
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101～300人の企業の皆様は必見です。

何が変わるの？



## 法改正2つの大きなポイント

### 女性活躍推進の強化

【対象：主に従業員101人以上の企業】

情報公表の義務が拡大されます

- ✓ **男女間の賃金差異**  
全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。
- ✓ **女性管理職比率**  
管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

### ハラスメント対策の強化

【対象：すべての企業】

事業主の防止措置が義務となります

- ✓ **カスタマーハラスメント**  
顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が求められます。
- ✓ **求職者等へのセクシュアルハラスメント**  
いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。

こんなお悩み・疑問を個別に相談したい時は  
「民間企業における女性活躍推進事業」の専門家派遣をご利用ください

- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取り組み事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい

ご相談は  
こちらから



説明会に関するお問い合わせはこちら



栃木労働局 雇用環境・均等室

☎ 028-633-2795

(受付時間：平日 8:30～17:15)